令和5年度 第2回焼津市図書館協議会会議録

1 開催日時 令和 5 年 12 月 1 日 (金) 午後 2 時 25 分~午後 4 時 14 分

2 開催場所 焼津市立焼津図書館研修室

3 公開可否 可

4 傍聴者 なし

5 出席者 (委員)

(事務局)

小池 図書課長

山本 焼津図書館担当係長

守屋 大井川図書館担当係長

鈴木 大井川図書館担当主査

永井 焼津図書館担当主任主事

6 次 第

- (1) 開会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 議事
 - ① 計画(案)の経過について
 - ② 計画(案)の概要について
- (4) 閉会

7 内 容 (要約)

- (1) 開会
- (2)会長あいさつ
- (3)議事
 - ○会議の成立について

事務局: それでは、ここから議事に入らせていただきます。只今出席されている委員は、9名中8名で委員の過半数に達しており、焼津市図書館条例施行規則第 14 条第2項の規定により、本会議は成立しております。会議の終了時刻は概ね 16 時 30 分を目安とさせていただきます。なお、本日この会議での委員の皆様の発言につきましては、会議録として図書館のホームページに掲載されますことを、ご了解いただきますようお願いいたします。それでは、ここから議事に入らせ

ていただきます。図書館条例施行規則第 13 条第 2 項の規定により、これ以降の議事の進行を岡本会長にお願いします。

①計画(案)の経過について

議長: それでは議事にはいります。次第3の(1)「焼津市子ども読書活動推進計画(第三次)について」 の①「計画書(案)の経過について」、事務局の説明を求めます。

事務局: それでは、計画案の作成に係るこれまでの経過の報告と併せて、今後の予定についても簡単に 説明いたします。

まずは、焼津市子ども読書活動推進計画について簡単に説明します。

現在、焼津市では、平成26年3月に策定された「第二次焼津市子ども読書活動推進計画」に基づいて、所管する各部署において、それぞれ独自に、また、連携して子どもの読書活動の推進を図っております。

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の規定に基づき策定されたもので、読書環境の整備・充実、読書機会の提供、読書活動の啓発と普及の3つを基本方針として、家庭・地域・学校が相互に連携・協力して読書活動を推進することとしています。「子どもの読書活動の推進に関する法律」は、読書が「考える力」、「感じる力」、「表す力」等を育て、豊かな情操をはぐくむ上で極めて重要である一方で、テレビ、インターネット等の様々な情報メディアの発達などにより、子どもの「読書離れ」が指摘されるようになったため、子どもの読書活動の推進に関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国等が施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的として平成13年12月に施行されたものです。

この第二次計画の計画期間が令和6年3月までとなっており、今年度中に第三次計画を策定する必要があるため、現在、図書課において策定準備を進めており、皆さまに策定委員として計画案の検討をお願いするものです。

資料「第三次計画策定スケジュール」をご覧ください。6月から7月にかけて、子どもの読書に関する実態を把握するために、1歳半と3歳のお子さんの保護者、市内公立私立幼稚園の家庭教育学級に参加する保護者、市内小中学校それぞれ3校の児童生徒の一部、清流館高校の生徒の一部と市内小中学校及び高等学校の図書館教諭に対してアンケート調査を行いました。8月から9月にかけて、アンケート結果を集計するとともに、第二次計画における各課の取組の振り返り調査を行い、その結果を基に、事務局において第三次計画案のたたき台を作成しました。10月と11月に開催された作業部会において、たたき台を検討し、取りまとめられたものが、今回事前に皆様のところに送付させていただいた計画案です。今後の予定ですが、本日皆様にご検討いただき修正した案を教育委員会に報告し、教育委員の意見を反映させたものについて、来年1月にパブリックコメントを実施します。市民から寄せられた意見を皆様に報告し、検討していただいたものを最終案として教育委員会に諮り、第三次計画として決定することとなります。以上、雑駁ですが、経過の説明を終わります。

②計画書(案)の概要について

議長:次に、次第3の(1)「焼津市子ども読書活動推進計画(第三次)について」の②「計画書(案)

の概要について」、事務局の説明を求めます。

事務局:事前に送付いたしました、計画素案と本日配付した A3 の概要版をご覧いただきながら、簡単に 説明をさせていただきます。目次をご覧ください。目次の計画策定にあたってから第1章の基本方 針までを説明いたします。概要版の「1.計画の策定にあたって」、計画素案は1ページからです。 子どもの読書活動の意義についてです。子どもにとって読書は、豊かな言葉を獲得し、想像力を高 め、感性を磨き、表現力、考える力を育てます。子どもの読書活動を支え、充実させていくため、 家庭や地域・学校・図書館が連帯協力し、子どもの読書活動を推進していく必要があります。読書 の楽しさを知り、身に付けた読書の習慣は、生涯に渡る大きな財産の一つと言えます。次に、概要 版には記載がありませんが、計画素案の前段で、「子どもの読書活動を取り巻く状況」について触れ ています。 インターネットやスマートフォン等の情報媒体の普及やそれを利用した SNS 等のコミュ ニケーションツールの多様化など子どもを取り巻く情報環境は、第二次計画を策定した頃より一層、 生活と密接な関係となり、これらは子どもの読書環境にも大きな影響を与えているといえます。次 に本計画の目的です。計画素案は2ページとなります。子ども、概ね高校生以下の者をいう、が自 主的に読書活動できる読書環境の整備・充実を図るために策定するものとし、「子どもの読書活動の 推進」に取り組むことができるよう、家庭や地域・学校・図書館等、それぞれが果たす役割を示し、 実践していくべき施策の方向性を示しています。次に計画の背景と位置づけです。「子どもの読書活 動の推進に関する法律」(H13) に基づき、国策定「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」 及び県策定「静岡県子ども読書活動推進計画」を基本として策定するものです。こちらの法律につ いては、本日配付した資料に記載があり、参考資料として本計画に掲載する予定です。次に第二次 計画の取組の成果と課題です。計画素案は4ページとなります。数値目標については、完全とは言 えないものの概ね目標に近づくことができました。新型コロナウイルス感染症の対策として催事の 縮小や中止などが多くみられたため、目標値に届かないものもありました。また、本日配付した参 考資料、アンケート集計結果による焼津市の不読者率と本を読むことが好きと答えた児童生徒の数 が、県の参考指標より良い結果であることからも分かります。そして、「計画の対象者」は主に0歳 から概ね高校生までとし、計画の推進に関わる保護者をはじめとした教職員、保育士、市民ボラン ティア、行政関係者等も対象としています。第二次計画では「18 歳まで」としていましたが、現在 18 歳は成人となりましたので、「高校生」という表現に改めさせていただきました。計画期間は、令 和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間とし、必要に応じて見直しを図ります。続きまして、 5 ペ ージをご覧ください。第1章の基本方針ですが、概要版では「2. 基本方針」となっています。読 書環境の整備・充実、読書機会の提供、読書活動の啓発と普及の3つの方針に基づいています。5 ページからの「第2章 子どもの読書活動推進計画のための施策」では、1の「家庭における子ど もの読書活動の推進」から、7の「子どもの読書活動の啓発と広報等の推進」まで、それぞれの役 割と現状課題、それに基づく施策の方向を掲載しています。31 ページからの「第3章 推進・支援 体制の整備等」では、1の「市における推進・支援体制の整備」から4の「施策の実施に向けて」 までで市の推進・支援体制と伴に、書店・報道機関との連携について掲載しています。その次に焼 津市子ども読書活動推進計画第三次、努力目標一覧と実施事業の一覧を掲載しています。最後に参 考資料として1の計画の体系と取り組み、2の計画の体系図、3の子ども読書活動の推進に関する 法律、4の焼津市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領、5の策定委員会委員名簿・作業部 会部会員名簿、6の経過状況が添付されます。計画案の概要についての説明は、以上です。

- 議長:事務局の報告が終わりました。事前に計画書案に目を通していただいているとはいえ、概要の説明だけでは、内容をつかみにくいと思われますので、計画書案を作成するにあたり実施されました作業部会でのご意見等について、事務局より説明いただきたいと思います。
- 事務局:それでは、10月と11月に行われました作業部会についてご説明いたします。会議の内容は、本 日配付しました作業部会員名簿の一番右にあります、地域グループと学校グループに分かれて意見 交換をしながら、現状と課題、施策の方向について、また目標値の内容と数値、連携事業について 話し合いを行いました。まず、地域グループでの意見等についてご説明いたします。大きな追加・ 変更点としましては、第二次計画策定中には無かった「ターントクルこども館」について特出しし て、新たにページの作成を行いました。12ページをご覧ください。ターントクルこども館の絵本部 門「やいづ えほんと」についての記載がありますので、ご確認ください。この他に、P9上段の「オ」 外国語のパンフレットについて内容が分かりづらいとの意見があり、表現の変更を行いました。P10 の「キ」セカンドブックリストが1つの冊子となっていることが分かりづらいと意見があり、1冊 となっていることが分かるよう表現を変更しました。P13 現状課題の「イ」施設の名称変更があり、 心身障害者放課後児童クラブから放課後等デイケアサービスに修正しました。P16 保育園(所)・幼 稚園・通園施設部分の現状課題に、現在行われていないものが含まれていたため削除しました。P29 施策の方向「ウ」について、ブックリストの作成は図書館のみしか行っておらず、保育園(所)幼 稚園等ではおたよりに本の紹介等を行っていることから、タイトルを「成長段階にあった本の紹介・ 普及」に修正し、「ブックリストやおたよりを通して行う」こととしました。この他に、文章全体を 整えるための意見が出され、修正を行っています。地域グループについては、以上です。

次に、学校関係部分について報告いたします。学校に関する部分につきましては、作業部会員で ある小学校の学校司書、中学校の学校司書、学校教育課の指導主事と事務局の図書課で協議をして まいりました。なお、19ページ1枚を机上に置かせていただきました。事前送付したものと差し替 えをお願いいたします。修正内容については、この後、順を追ってご説明いたします。なお、細か な語句や言い回しの修正については割愛させていただきます。P17 の4の小・中学校における子ど もの読書活動の推進の役割の部分では、内容的には第二次計画と大きな違いはありませんが、学校 図書館に3つある機能・役割である「読書センター」「学習センター」「情報センター」について、 その言葉がわかりやすく前面に出るように修正しております。(1)学校の人的体制づくりの、現状・ 課題の「教職員」イで、司書教諭の配置する学校数について、小学校が第二次計画では13校でした が、第三次計画では 12 校と 1 校減となっていますので修正いたしました。P18 同じく「学校司書」 のウについても、先ほどの役割と同じ理由から「読書センター」の記載を追加しました。また、エ ですが、学校司書の説明についてすっきりとした文章となるよう、カッコ内の年間の日数の記載に ついて削除することも検討しましたが、作業部会委員より、年間日数については載せるべきとの意 見があり、第三次計画でもこの通り記載をしております。同じく「学校ボランティア」オでは、第 二次計画では「ボランティアが活動している学校もある」といった内容でありましたが、第三次計 画では「ボランティア活動の結果について記載し、ただ、まだボランティア活動がされていない学 校もあります」といった内容に変更しました。P19の差し替えでお渡ししたA4資料をご覧ください。 まず修正点についてご説明します。施策の方向のイの、最後の1文ですが、確認が足りずに申し訳 ありませんが事前配布した資料には、文末に「教育活動への促進をします。」とありますが、これを 修正させていただきたく、第二次計画の文章の通り「組織的に読書活動を推進します。」に修正させ

ていただきたいと思います。また、エの2文目の主語が脱落してしまっておりましたので、「また、 学校司書は」を追加いただきたく思います。以上が修正点です。そしてこの箇所の作業部会での検 討内容ですが、施策の方向のイに戻っていただいて、2段落目にですが、第二次計画では「司書教 諭」とあったところを第三次計画では「司書教諭および学校図書館担当教諭」としました。(2) 学 校図書館の整備・資料の充実の「現状・課題」のアでは、数値を令和4年度のものに修正しており ます。ご覧の通り、達成率は上昇しております。P20 のウを新設しました。これは作業部会の学校 司書からの現場の意見を反映しております。エでは、図書館システムの導入については、第二次計 画では導入率100%を目指しておりましたが、既に達成いたしましたので、第三次計画では達成した という記載をしております。カでは、第二次計画では外国籍の子どもについて「日本語を母語とし ない子ども」と記載しておりましたが、第三次計画では「外国につながる子ども」と表現いたしま した。これは、教育の現場で現在はこのように表現しているとのことでした。この表現に関しては、 この後にもいくつか出てまいります。「施策と方向」のアで図書標準について記載がございます。図 書標準とは、公立の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として学級数に応じて何冊整備すべきと定 められたものです。図書標準を達成することと、学校図書館の蔵書の中の古い本を除籍・更新する ことについて、どちらを優先すべきか計画内に明示するべきでないか、図書標準の達成よりも古く 使えなくなった本の除籍を優先した方がいいのではないかとの意見が作業部会で出ました。しかし ながら、図書標準の達成は第二次計画でも目標として 100%をめざしていたものでありますし、学校 図書館の蔵書の状態や、年間に購入できる冊数などには各校独自の事情があるであろうとの考えか ら、図書標準の達成と蔵書の更新のどちらを優先すべきかという記載はせずにしました。ただ、古 い本では、書かれている内容が現在の学習に使えないものもあるということがわかりやすくなるよ うな表現といたしました。第二次計画では「傷んだ本や古くなった本」とあったところを、第三次 計画では「情報が古くなった本」としています。これは県の計画の中の表現を参考にしたものです。 また、最後の文章で資料費について触れておりますが、資料費の分配について研究を進めるという 文章は第二次計画にはないもので、第三次計画で追加いたしました。P21(3)読書活動の充実及び 学校図書館を活用した学習活動の充実の「現状・課題」のアでは、学校における読書活動について 記載しております。第二次計画では、朝読書などの全校一斉読書を実施している学校の割合は、小 中学校ともに 100%でしたが、令和4年度時点の数値では、朝読書を実施している学校は 100%では ありませんでした。しかしながら、全校で工夫を凝らした読書推進活動を実施しておりますので、 このような表現となっております。同じくウのオリエンテーションについて、第二次計画では実施 していない学校もありましたが、現段階では全校が新入生に対して実施しておりました。同じくオ では第二次計画では「障害のある子どもは」としておりましたが、第三次計画では「障害のあるな しに関わらず」といたしました。同じくカで、ギガスクール構想やタブレット端末の現状について 新規に追加しました。P22 の「施策の方向」のア「朝読書、読み聞かせ等全校で取り組む読書活動 の推進」では、現状を踏まえ、朝読書などの全校一斉読書が行われるようにいたしました。カでギ ガスクール構想、タブレット端末について新規に追加いたしました。P23(4)家庭・地域との連携 の「現状・課題」のウでは図書館が学校へ図書館の本を配達するサービスを開始しておりますので、 それを追加しております。P24 の「5高等学校における読書活動の推進」については、第二次計画 では(1)と(2)で構成されていましたが、第三次計画ではひとつにまとめ、アンケート調査等 を反映したり、県の計画の内容を参考にしたりし、修正いたしました。「現状・課題」のカで、SNS で図書館活動を発信する事例を紹介し、「施策の方向」のエで、ビブリオバトルへの参加について新規に記載いたしました。P27「6連携による子どもの読書活動の推進」の(3)学校図書館と市立図書館の連携、「現状・課題」のアと「施策の方向」のアの内容が分かりにくいとの意見が作業部会でありました。どちらも第三次計画では、学校が作成した年間計画を図書館が利用することについての記載を削除しております。第二次計画には、カがありましたが、高等学校と市立図書館の蔵書の相互利用についてはニーズがないことから、第三次計画では削除といたしました。駆け足でありましたが、学校グループの作業部会の協議内容および第二次計画からの修正内容の説明は以上です。

続きまして、実施事業の一覧と連携事業の一覧ですが、令和5年3月末現在で行っている事業や今後行うことが可能である事業を記載してあります。ここでも、主な変更・追加事項は「ターントクルこども館」の事で、新たに内容を追加しました。連携事業の一覧の中に、努力目標一覧に通じる内容である「コラボ企画の開催」が記載されています。次に、努力目標一覧ですが、まず、努力目標数値の説明を致します。作業部会委員からの意見による変更点は「1」「2」の小学校、令和15年度の目標冊数「13冊」から「12冊」への変更、「15」ターントクルこども館の目標値の新設、「18」の目標項目を県の努力目標一覧にならい、「12学級以上の司書教諭発令校を対象とする」の一文を追加、「21」の一斉読書は朝読書実施校に読み替える。この他、既に目標を達成しているものや、現状に合っていないものは作業部員の意見を伺い削除しました。作業部会で行った内容の説明は、以上です。

- 議長:事務局の報告が終わりました。作業部会では、実際に子どもたちの読書活動に携わる皆さんでご協議いただき、このような案ができあがったということですので、事前配布されました計画書案について、方向性などお気付きの点や何か質問等ございましたらお願いします。
- 議長:私からの質問ですが、努力目標は、計画に記載されている内容を実施していくことで達成される数値ということでよろしいでしょうか。また、それぞれの目標数値は、達成が非常に困難なものであるのか、またはある程度可能なものであるのでしょうか。例えば努力目標1の小学生の冊数は現状が11.5冊で目標は12冊となっており、0.5冊しか増えませんが、どういうものなのでしょうか。
- 事務局:努力目標1の冊数は県の計画の努力目標数値をもとに、小学生については既に県の目標を 達成しているため、目標は現状以上とし、中高生については県と同じとしてあります。
- 伊久美委員:今の小学生は本が好きな子どももいるが、ゲームが好きで本は読まないという子もいます。どのようにして目標の達成を目指すのでしょうか。
- 事務局:各家庭の事情はあるかと思いますが、学校での一斉読書を取り組むことで不読の子を無く すことが大切だと考えています。
- 伊久美委員:一斉読書はわかるが、自発的に本を読まない子はどうするのか、そういう子にどのようにして本を読んでもらうのかが重要になってくると思います。
- 岩崎委員:努力目標1の小学生の数値12冊は、達成はかなり厳しいと思います。外で遊ぶことが好きな子や、高学年だと分厚い本を読む子もいます。学校では読書の推進のため、授業で取り扱っている話の著者の別の本を読むなどして読書を促しているところです。
- 橋本委員:努力目標1の高校生の数値2冊はかなり少ないと思いました。計画本文 P24 の高等学校 について記載ですが、第二次計画の際は「(1) 読書活動及び学校図書館を活用した学習活動の 充実」と「(2) 地域との連携」の二つに分かれていましたが、第三次計画案では一つになって

います。高校生と地域とのつながりはどうなったのでしょうか。

- 事務局:市内の高校4校にアンケートを実施し、その中でも読書活動が盛んな様子だった清流館高校の担当者と話をしましたが、現状として、地域との連携を進めるよりも、高校生同士で本を紹介し合うことが多いとのことでした。現状に合わせるかたちで内容を変更しました。
- 桑原委員:計画本文 P13 に放課後児童クラブ等についての記載がありますが、病院の長期入院や不登校などの子どもへの対応はどうするのでしょうか。また、小泉八雲の感想文も加えたらどうでしょうか。

事務局:計画本文への追加について検討させていただきます。

村松委員:ターントクルこども館の「やいづ えほんと」について、計画の本文で項目をつくっていただきありがとうございます。3年前にグランドオープンしてからボランティアとして活動してきたが、「やいづ えほんと」はまだ発展途上です。働いている職員も必ずしも専門職ではないため、選書や職員の研修など、市立図書館から支援していただきたいです。計画本文の中にも、研修への支援について追加してもらいたいです。

事務局:本文に追加していきます。

- 桑原委員:計画本文 P22 の、小・中学校でのタブレットの活用とは、具体的にどのような使い方ですか。
- 事務局:タブレットの活用については現在始まったばかりで、学校担当者も先進事例を参考にするなどして、どのような活用方法があるかを模索しながら取り組んでいるところです。図書館では実際に、学校から施設見学に来た際に生徒たちがタブレットを持参して館内の撮影をするこいうことがありました。
- 内藤委員:学校でのタブレットの活用について静岡市では、学校図書館を利用する際にタブレット を持参し、本の情報が古い場合はタブレットで最新の情報を検索するなどしています。調べ学 習でまとめの資料を作る際も、タブレットで作成して資料を共有しています。
- 秋山委員:計画本文の P14 に子育てコンシェルジュの記載があります。子育てコンシェルジュの活動では、お母さんたちに読み聞かせのアドバイスなどをしています。例えば、お母さんたちは子どもに絵本を見せる際にどうしても文章を読ませようとしてしましますが、一緒に絵を見て、「お花きれいだね」と話すそれだけで良いんですよということを伝えています。
- 議長:皆様、現場の声などありがとうございました。その他に何かありますでしょうか。無いようですので、以上で議事につきましては終了したいと思います。本日意見のあった部分を事務局で再度検討し、修正していただきたいと思います。それでは進行を事務局に戻します。
- 事務局:岡本会長、ありがとうございました。それでは、事務局より今後の日程についてご説明いたします。本日策定いただきました計画案を12月20日(水)の定例教育委員会で報告し、1月4日(木)から1月25日(木)まで、市民意見公募制度パブリックコメントを実施します。計画書案については、各図書館、市情報公開コーナー、大井川サービスセンター、各公民館に設置するとともに、市と図書館ホームページに掲載します。また、パブリックコメント実施については、広報やいづ1月1日号及び図書館ホームページで告知します。第2回目の策定委員会では、市民の皆さんからのご意見があれば報告をさせていただく予定です。以上ですが、全体を通してご質問等ございますでしょうか。無いようでしたら、閉会とさせていただきます。

事務局:以上をもちまして令和5年度第2回焼津市図書館協議会、第1回焼津市子ども読書活動推

進計画第三次策定委員会を終了とさせていただきます。次回第3回焼津市図書館協議会、第2回焼津市子ども読書活動推進計画第三次策定委員会は2月6日(火)14時30分から予定しています。本日はご出席をいただき、誠にありがとうございました。